



一般社団法人
品川法人会
広報誌

No.
598

2025年
4月10日発行



かむろ坂さくらまつりの様子

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>

法人しながわ

6月20日 通常総会に参加しましょう！

Contents

法人会ニュース	「新春講演会・新年賀詞交歓会開催される」	2
	「女性部会新年研修会開催される」他	3
	「青年部会新年研修会開催される」他	4
	「令和6年度支部税務研修会開催される」	5
	「会員増強運動 ご協力のお礼」	6
組織委員会から	「11社が入会されました」	6
新入会員紹介	「令和7年度 税制改正大綱」	8
全法連から	「納税証明書はスマホで請求・受取できます！」	10
税務コーナー	「会員優待制度加盟店紹介（品川地区・大井地区の飲食店）」	12
事務局から	「嘘か真か」…エイプリルフール、あなたは嘘をつきましたか？	14
話題の広場	「インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ」	15
都税だより	「第74回ナンバープレース正解発表、第27回クロスマッス問題」	16
クロスマッス		



品川法人会 HP は
左 QR コードより
閲覧できます



消費税期限内納付

推進運動

令和7年1月22日（水）午後4時～ 於：きゅりあん

第1部 新春講演会

テーマ：「芸能人生と時流」

講師：華村りこ氏

(元宝塚歌劇団星組・女優・声優・歌手)



講師の華村氏

《略歴》

東京都出身。1982年宝塚歌劇団入団。68期星組で「桜里湖」として活躍。1989年退団後は舞台女優として『裸足で散歩』の主演のほか、『ミス・サイゴン』をはじめ多くの作品に出演。声優としても『ライオン・キング』、『アナと雪の女王』等のアテレコをするほか、テレビ・ラジオも含めて幅広い活動を行っている。

【講演要旨】

元宝塚歌劇団員であり、現在も女優・声優・歌手として活躍されている華村りこ氏が、ご自身の人生や芸能活動について語られました。

華村氏は東京都世田谷区のご出身で、芸能一家に生まれ育ちました。祖父は童謡の作曲家、父は劇伴音楽の作曲家、母は音楽マネージャーという環境の中、幼少期から自然と舞台に慣れ親しんでこられました。生まれる前から家族によって「宝塚に入れる」と決められていたため、幼い頃から歌や踊りの稽古を受けてこられました。

しかし、華村氏ご自身は必ずしも宝塚志望ではなく、最初の受験では不合格となりました。その後、高校1年生で再挑戦し、当時20倍もの倍率の中で見事合格されました。

入団後は宝塚音楽学校で厳しい規律のもと、掃除や挨拶の習慣、舞台技術を学ばれました。宝塚では「舞台人としての礼儀や精神を鍛えられた」と振り返られています。星組に所属され、歌の才能を活かしながらかざまな舞台に出演されましたが、主役以外の役では演技の幅が狭まり、さらなる挑戦のため1989年に宝塚退団を決意されました。

退団後はミュージカル『ミス・サイゴン』などの舞台で活躍され、声優としても『ライオン・キング』のナラ役や『美女と野獣』のミセスポット役を務められました。新たな環境では、宝塚時代とは異なり、誰も指導してくれない厳しさを痛感され、すべて自分で学び、努力しなければならないとの実感を強く持たれたとのことです。

また、ご結婚・ご出産を経て、開業医である夫の仕事を手伝いながらも、舞台活動を続けられました。「どんな経験も無駄ではなく、人生のすべてを舞台に活かすことができる」と話されました。現在は品川区の文化振興事業に携わり、『輝け、品川ジェンヌ』という区民と宝塚OGが共演する舞台の指導や出演を続けていて、チケットは即完売するほどの人気を誇っており、地域の皆様にも大変喜ばれています。

最後に、「芸能は夢を与える仕事であり、厳しさの中にこそ成長がある」と述べられ、時代の変化を感じつつも、ご自身の経験を若い世代に伝え続けていきたいとお話しされました。締めくくりには『アメイジング・グレイス』を披露され、参加者の心を打つ講演となりました。



講演会の客席の様子

第2部 新年賀詞交歓会



挨拶される大越会長

新春講演会後の新年賀詞交歓会では、大越品川法人会長による主催者挨拶ののち、品川税務署長の坂本達哉様、品川副区長の新井康様より来賓の祝辞をいただきました。

その後、品川都税事務所長の藤様に乾杯のご発声をしていただき、新年賀詞交歓会が始まりました。参加された皆様は思い思いに歓談をされていました。

伊東副会長が中締めをされ、新年賀詞交歓会は終了しました。

記 広報委員 井田達哉
写真 広報委員長 新井秀治

『女形芸者として生きる』～女性部会新年研修会～



屋形船の中で記念撮影

2月6日(木)、女性部会新年研修会が北品川「船清」において、部会員22名の出席にて開催されました。

第1部の研修会では、まつ乃家栄太朗さんに「女形芸者として生きる」というテーマで講演していただきました。

江戸後期、吉原から生まれた文化・酌婦が芸者になり、明治初期に芸者もどきとして男芸者が誕生しました。

栄太朗さんは女形として活躍され、いかにしたら女性らしく見せられるかの所作のお話は、女性として大変勉強になりました。

また、海外に向け日本の伝統・文化としての芸者に対し、高い評価を受けたことなどもお話しいただきました。

その後、船を乗り換えて第2部の懇親会では、美味しいお食事とともに、栄太朗さんや芸者の見習いである半玉(はんぎょく)さんに、お座敷遊びや部会員の歌に合わせて舞っていただき、大盛況の新年研修会となりました。

記・写真 広報委員 伊藤由美子

『東京湾の夜景を楽しむ』～西品川支部懇親会～

2月13日(木)、大崎支部との合同税務研修会終了後に、西品川支部の懇親会を18名の出席にて、北品川の「大江戸」で開催しました。

当日は強風でしたが無事に乗船することができ、船上では美しい満月と沢山の星を背景に、バレンタインカラーの東京タワーとスカイツリー、お台場やレインボーブリッジなどの夜景を楽しみました。

船内では天ぷらやお刺身などの大変美味しいお料理やお酒をいただきつつ、豪華景品が当たるくじ引きをはじめ、盛りだくさんのアトラクションを楽しみ、参加者同士の親睦を深めることができました。

2時間半の所要時間があっという間に過ぎてしまうほど、懇親会が多いに盛り上がり、参加者の皆様は大変満足したご様子で帰路につかれています。

記・写真 副支部長 石川礼央



懇親を深めた皆さんと集合写真

『インボイス制度お問合せの多いご質問Part3』～税制講習会～



解説される清水統括官(左)と山本上席(右)

2月14日(金)、税制委員会は品川法人会館に於いて「インボイス制度お問合せの多いご質問Part3」というテーマで税制講習会を開催しました。

神野税制委員長が挨拶をされたあと、品川税務署法人課税第2部門の清水統括官と山本上席に、経常事務における経理やインボイス不要特例の記帳の仕方、立替金の処理などの具体例について、35名の出席者にご解説いただきました。

「法人しながわ」に広告を掲載しませんか？

現在ご覧いただいている「法人しながわ」に広告を掲載しませんか？ **1コマ1万円(税込)より掲載することができます。**

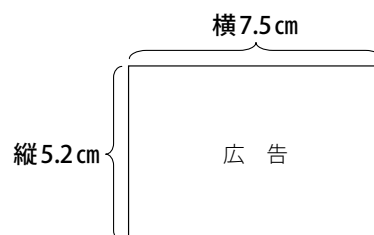
掲載のご希望やお問合せは、当会事務局までご連絡ください。お申し込み後、広告原稿を右記の要領にて、当会まで郵送またはメールにてお送りください。

(一社)品川法人会事務局

〒140-0004 品川区南品川2-7-6

TEL 3474-7449 FAX 3474-4579

contact-4579@shinagawa-hojinkai.or.jp



- 完全版下でお願いいたします。
- カラーで掲載いただけます。
- お送り頂きました原稿はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

『最先端の技術を見学』 ～青年部会新年研修会～

第一部 新年研修会

2月14日(金)に青年部会は研修会と新年会を開催しました。

研修会では江東区青海にある日本未来科学館を訪問し、ドームシアターなどで各ツアーに参加しました。

最先端の科学技術から未来の世界の在り方を考えることがコンセプトで、少年時代に漫画であったような技術などを見学することができました。

我が街・品川も近代化がさらに進むなか、青年部会を代表する経営陣が創造的に事業や街づくりを追い求める姿勢が大切であることを気づくキッカケとなりました。



研修会参加者で1枚



最先端の技術を体験

第二部 新年会

新年研修会に続いて、新年会を「割烹とんかつひろせ」に移動して開催しました。

唐澤部会長の挨拶の後に乾杯し盛大にスタート。

美味しい料理を堪能したところで 吉村部会員のご協力の下、毎年恒例の獅子舞に会場いただき、祈願の舞台を披露してもらいました。

会のボルテージが上がったところで新入部会員の紹介と柳川副部長からの挨拶で、新年会は幕を閉じました。

記 広報委員会 副委員長 辻井祐幸



新年会の様子



今年も獅子舞が来ました！

『印紙税の実務について解説』 ～印紙税研修会～



講師の山端税理士

3月19日(水)、品川法人会館に於いて印紙税研修会が開催されました。

税理士の山端美徳氏に講師を依頼し、23名が参加されました。

山端氏は、新型コロナウイルスでの行動制限などにより契約書を紙ではなく電子で交わすことも増えてい



研修会の様子

て、印紙を実際に扱う機会は少なくなってきていると話す一方で、「印紙の扱いを間違えると場合によっては膨大な追徴課税を支払うことにもなりかねない」と参加者に伝えてから、配付したテキストをもとに印紙税の実務について解説されました。

今年度分の支部税務研修会がすべて開催されました



東品川・北品川支部



東大井支部



西品川・大崎支部

令和6年度の支部税務研修会は、品川税務署の曾我審理担当上席を講師にお招きし、16支部11回にわたり「知っておきたい法人税と消費税」というテーマで研修が行われました。

開催日・支部名	出席者数
2/3 東品川・北品川	27
2/4 西五反田西北	14
2/5 南品川東・南品川西	18
2/13 西品川・大崎	31
2/17 大井西	15
2/20 南大井南・南大井北	22
2/25 上大崎	15
2/26 東大井	21
2/27 東五反田	28
3/4 大井東	13
3/11 西五反田・西五反田東	35



西五反田・西五反田東支部

『身体やお顔をマッサージで改善！』～厚生委員会主催健康セミナー～



挨拶される八木厚生委員長



ストレッチ中の様子



講師による実演

3月12日(水)、品川法人会館に於いて厚生委員会主催健康セミナーが24名の参加により開催されました。

今回は、当会の生活習慣病健診を実施している（一財）全日本労働福祉協会の保健師を講師に迎え、「身体や顔の健康チェック」をテーマにご講演いただきました。

セミナー開始前には参加者それぞれ骨密度を測定し、ご自身の現在の骨の状況を確認。講師からは、「丈夫で健康な骨を作るにはカルシウムの他に、良質なたんぱく質を摂取できるような食事が大切である」とのアドバイスをいただきました。

その後、現代社会で増えている猫背姿勢が招く様々な病気や、身体を整え姿勢を改善することのメリットについてのお話にくわえ、身体や顔のコンディショニ

ング実技を行いました。

肩回り（小胸筋の端あたり）を指でマッサージすることでガチガチ巻き肩が開放され、縮んだ首が緩み胸が広がってたっぷりと呼吸ができるようになったり、頭から首にかけてを支える胸鎖乳突筋や斜角筋と呼ばれる部分を親指と人差し指を使って適度な力でマッサージをする、また頭の上に手を置き、「横→斜め前→後ろ」と引っ張らない程度の手の重さで頭を延ばすことで首周りを柔軟にすることが大切だそうです。その他、親指を使って側頭部・前頭部・頭頂部のマッサージをすることで目が冴え、頭がスッキリして頭痛の解消にも役立つとのことでした。

これからもご自身で身体を健康をチェックして、元気な生活をお過ごしいただければと思います。

会員増強運動の結果とご協力のお礼

入会は62社でした

日頃から法人会活動ならびに会員増強運動にご協力いただき感謝申し上げます。

令和6年度も令和5年度同様に会員増強勧奨員、受託会社なども含めた皆様に可能な限りのご協力をいただいた増強活動の結果、62社の入会がありました。

この会員増強運動に関する表彰は、令和7年6月開催の通常総会において行う予定です。なお、会員増強

運動に実績のあった皆様には、すでに記念品をお送りしております。

令和7年度も引き続き1社でも多くのお仲間を増やしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

組織委員長 我妻 和芳

新入会員紹介

令和6年10月～12月

品川ブロック	住所	電話番号	業 種	勧奨者（敬称略）
① (株)ノアーズリフォーム	北品川2-23-5	3450-5599	建設業	品川法人会勧奨員

大井ブロック	住所	電話番号	業 種	勧奨者（敬称略）
① アプローチ社労士事務所 ※	大井1-6-3	090-5110-3952	専門サービス業 社会保険労務士事務所	(株)Teable 矢後真由美
② WaBee (株)	大井1-16-1	070-4230-8799	サービス業(インバウンド対策支援)	品川法人会勧奨員
③ (株)バディス	南大井3-21-7	3761-7589	不動産	品川法人会勧奨員
④ 岡本公認会計士事務所 ※	平塚2-9-31	080-6884-5055	士業	(有)東京ロケット商会 城戸悠希 品川法人会勧奨員
⑤ 伊藤 麻理子 ※				ベストプリント(株) 伊藤由美子

大井ブロック	住所	電話番号	業 種	勸奨者（敬称略）
⑥ 長谷川 馨 ※				ベストプリント（株） 伊藤由美子

五反田ブロック	住所	電話番号	業 種	勸奨者（敬称略）
① (株)style	大崎3-1-5	6555-2374	IT業界	品川法人会勸奨員
② (株)co-en labo	大崎1-20-15	4400-3723	サービス業	大同生命保険（株） 松嶋友香
③ (株)パンダハウス ※	小山3-5-22	3793-4516	テニス用品販売	品川工業（株） 北野善彦
④ (株)大開運	港区西麻布4-4-3	6447-2069	経営コンサルタント (方位学)	

個人情報保護法施行のため、代表者名は省略させていただきます。

※は賛助会員としてご入会いただきました。

（個人でご入会の方は、住所・電話番号・業種の掲載を省略させていただいております）

新入会員に限り1回のみ無料で掲載しています。

新入会員

株式会社石橋

KINAKO

きなこ出版

『明日をつくるエンディングノート』
全国書店にて発売中。

「自費出版」の相談も受けつけています。

電話番号：080-7844-8116 FAX：03-3772-1102
Mail：mkbridgestone@yahoo.co.jp

令和6年9月入会

Since 1977

Panda House

WEAR STRINGS

Pro Shop & Tennis Club

武蔵小山駅徒歩1分
TEL 03-3793-4516

令和6年10月入会

言語化トレーニング

経営者向け講座・企業研修



詳細はQRコードリンクより

お気軽にご相談ください。
Concept Power

令和7年1月入会

新入会員向け無料広告のお知らせ

当誌「法人しながわ」の新入会員コーナーにおいて、**新入会員の皆様に限り、1回のみ無料で広告を掲載させていただきます。**

掲載を希望の場合は、当会事務局までお申込みいただいたのち、広告原稿を当会まで郵送またはメールにてお送りください。

・掲載スペースは1社タテ5.2cm ヨコ7.5cmです。

・お問合せは（一社）品川法人会事務局広報担当まで。

〒140-0004 品川区南品川2-7-6

TEL：3474-7449 FAX：3474-4579

メールアドレス：contact-4579@shinagawa-hojinkai.or.jp

令和7年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する軽減税率は維持！ 税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。（適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。）
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次の通りの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとし、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならぬこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽減課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで

請求から受取までの流れ

ステップ
1

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
[納税証明書の交付請求(電子交付用)]
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginIndividual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginCorporate>



ステップ
2

電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。



マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ
3

電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は次ページへ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取STEP
01

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

STEP
02

委任状

税務署窓口で本人確認

本人

- 本人確認書類(運転免許証など)※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

代理人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要な場合があります。

※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP
03

手数料



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円

オンライン請求なら
手数料が
おトク!!

STEP
04

納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取

請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、
納税証明書が取得不要の場合があります!

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)
がご利用いただけます。

詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

デジタル庁 調達ポータル

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>



国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



★★★ 会員優待制度 加盟店紹介 vol.66 ★★★

会員優待カードを提示すると大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。
今回は品川地区・大井地区にごございます飲食店をまとめて紹介させていただきます。

品川地区

テンスリー
〈カラオケ、飲食〉

品川区北品川1-2-13-1 F
03-3450-3203

★会員特典：5%割引

お支払は現金のみ。(お支払時に優待カードをご提示ください)

ふぐ・うなぎ料理 若竹
〈季節料理、うなぎ、ふぐ〉

品川区北品川1-24-26
03-3471-9329

★会員特典：5%割引

お支払は現金またはカードどちらでも可。(ご注文時に優待カードをご提示ください)

大井地区

北海道産直 炙り 北海王
〈北海道産直厳選食材と焼肉〉

品川区東大井5-7-10
クレストワン中1階
03-6712-8218

★会員特典：5%割引

(お支払いは現金のみ)
ご注文時に優待カードをご提示ください

そば道 東京蕎麦style
〈蕎麦居酒屋〉

品川区東大井5-21-7
03-3763-3768

★会員特典：人数分OK！
最初の1杯目のドリンクサービス。(ディナー時のみ、ボトルドリンク対象外)

お支払いは現金・カードどちらでも可(ご注文時に優待カードをご提示ください)
※他のクーポンとの併用不可

MICHI FISH&OYSTER
〈オイスターバー〉

品川区東大井5-12-2
03-5479-0568

★会員特典：人数分OK！
最初の1杯目のドリンクサービス。(ディナー時のみ、ボトルドリンク対象外)

お支払いは現金・カードどちらでも可(ご注文時に優待カードをご提示ください)
※他のクーポンとの併用不可

焼肉乙ちゃん 本店
〈焼肉〉

品川区東大井2-5-13
乙川ビル1階
03-6433-2914

★会員特典：ディナータイム時、お会計から5%割引(ご精算時に優待カードをご提示ください)

お支払いは現金・カードどちらでも可
※ランチタイム、お弁当、テイクアウト不可。また、他割引サービスとの併用不可

麺's共和国
〈ラーメン専門店
(みそラーメン・つけ麺など)〉

品川区大井1-11-1
03-3776-7774

★会員特典：下記①か②のいずれかをサービス
①：ご飯かサラダ(200円相当)がサービス
②：ギョーザをご注文の場合、1ヶ増量サービス

お支払いは現金のみ(ご注文時に優待カードをご提示ください)
※他の割引サービスとの併用不可

そば道 西のはなれ
〈蕎麦居酒屋〉

品川区大井1-11-4
03-5742-2288

★会員特典：人数分OK！
最初の1杯目のドリンクサービス。(ディナー時のみ、ボトルドリンク対象外)

お支払いは現金・カードどちらでも可(ご注文時に優待カードをご提示ください)
※他のクーポンとの併用不可

割烹 とんかつ ひろせ
〈懷石料理、とんかつ〉

品川区大井4-1-2
03-3771-7466

★会員特典：お会計時、10%割引。お届け時は優待カードの利用を事前にお伝えください。
※ランチタイム利用不可。

お支払はキャッシュレスも対応 御料理のテイクアウトもできます。電話でのご注文がスムーズです

だら毛
〈下町かつぱう しゃぶしゃぶ〉

品川区南大井6-28-2
03-3762-9551

★会員特典：最初の1杯目ドリンクサービス
※ランチタイム利用不可

お支払いは現金・カードどちらでも可(ご注文時に優待カードをご提示ください)

山田寿司
〈すし店〉

品川区大井1-53-6
03-3771-5872

★会員特典：10%割引
※ランチタイム・出前は対象外

お支払いは現金・カードどちらでも可(ご注文時に優待カードをご提示ください)

出世鮨
〈すし店〉

品川区東大井5-4-19
03-3472-4567

★会員特典：10%割引
お会計時に優待カードをご提示ください

※木曜日定休日

品川フレンチカフェ
〈フランス料理〉

品川区東中延2-8-8
03-6426-8388

★会員特典：5%割引(他のクーポンとの併用不可)

予約時に会員カードのことをお伝えください・注文時に会員カードをご提示ください

龍 刀削麺
〈中華(四川)料理〉

品川区大井4-1-3
03-3771-8868

★会員特典：1回のご利用が2,000円以上で10%割引(お支払いは現金のみ)
精算時に会員優待カードをご提示ください

※ランチタイム・出前は対象外

突撃訪問 ～このお店、どんなお店～

このコーナーでは品川法人会に入会されている企業・店舗をアトラダムに訪問し、お仕事の内容やサービスをご紹介します。

今回は令和6年10月に新規入会されました武蔵小山にあるテニスブランドショップ「PANDAHOUSE」さんを3月16日(日)に訪問しました。

PANDAHOUSE

<どんな会社？>

皆さんはテニスのラケットをじっくりと見たことはありますか……？ 私も当然なかったです(笑)

ラケットの真ん中はネットがあり、これはガットと呼ばれるものですが、実はテニスのプレイで非常に重要な部分なのです。そのガットの補修・張り替えの専門店として、テニスアイテムやオリジナルウェアを展開し往年のプレイヤーからも支持されているのが、パンダハウスさんになります。



立ち作業で店頭でガット張りをされる山森さん。笑顔で迎えてくれました。

お店情報

店名 PANDAHOUSE

営業時間 11時-19時

(定休日:月・火定休)

Tel 03-3793-4516

場所 武蔵小山駅から徒歩1分

問い合わせは
こちら



<会社の歴史・お店のご案内>

会社の創業は1977年で、店名の由来は当時日本に初めてパンダが到来した時代に因んだもの。先代社長がテニスをしていた関係からテニス業界で徐々に展開し、海外有名選手のガット張りを行ったことをきっかけに一気に拡大されました。先代のご子息の山森啓太さんは当時テニスに興味はなく、家業とは縁のない業界で就職しましたが、子供が生まれた時に親の有難みを感じて実父の家業を継ぐことを決心、家業を手伝いながら自らテニスも習い始めて修行を始めます。現社長の叔母の指導よりガット張りを習得、全国にいる沢山のお客様を自らサポートされることになり、現在に至ります。



職人技のガット貼りが日々行われています。



御洒落でかわいいオリジナルウェアがあります！



パンダハウスの売りはガット張りで、多数の張り替えや小さい修繕など柔軟に対応いただけます。またテニスウェアやアイテムも豊富にそろえられていますので、これからテニスを始める方、是非お気軽にお問合せください！！

取材 広報委員会 副委員長 北野善彦
広報委員 井田達哉

突撃訪問先、募集中！

法人しながわ 584 号からスタートした「突撃訪問」は、品川法人会に入会されている企業・店舗を正会員・賛助会員問わず広報委員がアトラダムで訪問・取材し、会報誌に掲載するコーナーです。

広報委員会は現在、突撃訪問させていただける品川法人会員様を募集しています。ご希望される方は、連絡をお願いいたします。

企業・店舗決定、日程調整



訪問・取材



取材を編集し、広報誌に掲載

※訪問先は広報委員会にて決定させていただきます。 ※掲載号の指定はできかねます。

連絡先：品川法人会事務局 3474-7449 天野^{あまの}まで

メール (contact-4579@shinagawa-hojinkai.or.jp) での応募もお待ちしております。



話題の広場

嘘か真か

エイプリルフール、 あなたは嘘をつきましたか？

4月1日はエイプリルフール。日本人の特性と文化には馴染んでいるのか。

エイプリルフールとは

エイプリルフールとは、ご存じのとおり、4月1日を「嘘をついてもいい日」とする風習だ。欧米を中心に広まり、わが国日本にもひとまず定着していると言っていいだろう。



このエイプリルフールの起源は、実は明らかになっていない。

かつてヨーロッパでは3月25日を新年とし、4月1日まで春の祭りを開催していたが、1564年にフランスのシャルル9世が1月1日を新年とする暦を採用した。これに反発した人々が、4月1日を「嘘の新年」とし、馬鹿騒ぎをはじめたことが起源という説がひとつ。

インドにおいて仏教の修行僧が、3月31日に修行を終えた後に、人をからかったりいたづらをしたりする「揶揄節」という風習があり、これが西洋に伝わってエイプリルフールになったというインド起源説などもある。

午前中のみ嘘を言ってよく、午後はネタばらしの時間とするのは、イギリスのオークアップルデーという祭りに由来があるそうだ。

嘘とは

「嘘（うそ）」という言葉は、もともと「うそぶく」という言葉が転じたものらしい。「うそぶく」の意味には、とぼけて知らないふりをする、偉そうに大きなことを言うなどというものがあるが、これらが「嘘」の語源になっていそうだが、猛獣などが吠える、口笛を吹く、詩歌を小声で吟じる、などという意味もある。そういえば、嘘をつくことを「法螺（ほら）を吹く」や「ラッパを吹く」などと表現することもある。嘘をつくことと口をすぼめて息を吹くことが同じイメージだったのかもしれない。

現在は事実でないこと全般を「嘘」と表現できる

が、以前は嘘を「偽り」の意味で使っていたのは東京近郊のみで、その他の地域では「おどけ」や「たわむれ」の意味で使われていたらしい。関東人の頭が固かったためか、江戸っ子が「嘘が嫌（きれ）え」だったためか。

嘘を楽しめるか

日本人はよく生真面目だと言われる。落とした財布がそのまま戻ってくるような国は、世界でも稀（まれ）であるらしい。それはとても良いことで誇るべき特性だが、冗談が通じないという側面もある。

日本の昔話にはよく「正直爺さん」と「欲張り爺さん」が出てくる。前者が「善」の象徴で後者が「悪」の象徴だ。国民を何も考えずに働くように操作しようというプロパガンダの臭いがしないでもないが、清貧を潔しとする国民性はよく表れていると思う。自分の欲のために策を弄して人を欺くのは「悪」であり、欲しがらず素直に正直に生きることが「善」であるという考えだ。このことは我々日本人の心に深く根付いており、「嘘」を絶対悪とする考えに結び付く。

センスしだい？

エイプリルフールになると、世界中の企業がいろいろなメディアで嘘（ジョーク）の広告を出したりするが、これに対して受け手側が真面目に反応し、クレームが発生したり、騒動に発展したりすることもある。これは我が国に限ったことではない。

エイプリルフールの広告には、誰もがそれをジョークであると理解し、かつ楽しめる「嘘」であることが求められており、発信者のセンスが問われている。センスの良い嘘は、会社やブランドの好感度を上げるだろうし、そのことに期待して企業は嘘の広告を出すのだろう。

我が国でも近年は欲しがることが絶対悪ではなくなり、たとえば子供のときからお金について教育をするべきだ、という風潮が出てきたりしている。また、落語や漫才など、嘘の話を楽しむ素養はもちろん持っている。ハードルは高いかもしれないが、日本人を笑わす面白い嘘に期待したい。

鼻が伸びたり縮んだり

ピノッキオ（ピノキオ）は、嘘をついて鼻が伸びたり、怠けてだまされてロバになったりしながら、最後は改心して人間になる。子供の他愛ない嘘は許せるもので、そんな寛大な心で、エイプリルフールの嘘も許してあげたいものだ。

ところで、「この記事の中には嘘がひとつあります」と言ったら、あなたは信じるだろうか。嘘か真か、真実は闇の中……。

記 鈴木 克博



—都税についてのお知らせ—

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和7年4月15日(火)13時～令和7年5月7日(水)23時	
入札期間	令和7年5月13日(火)13時	令和7年5月13日(火)13時
	～ 令和7年5月15日(木)23時	～ 令和7年5月20日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。
最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

6月までの主な行事

日程	時間	行事	場所	日程	時間	行事	場所
5/12(月)	18:00	大井西支部大会	割烹とんかつひろせ	5/21(水)	18:30	南大井北支部大会	割烹とんかつひろせ
5/13(火)	17:30	北品川支部大会	船清	5/28(水)	17:30	西五反田支部大会	五反田文化会館
5/14(水)	17:30	西五反田東支部大会	水仙小山ホール	6/3(火)	11:30	女性部会第49回定時総会	ニューオータニイン東京
5/15(木)	12:30	理事会	品川法人会館	6/3(火)	17:00	西品川・大崎合同支部大会	ニューオータニイン東京
5/19(月)	17:00	東大井支部大会	品川法人会館	6/5(木)	14:00	税制講習会	品川法人会館
5/20(火)	17:30	東五反田支部大会	ニューオータニイン東京	6/20(金)	16:00	第59回通常総会	きゅりあん

編集後記



サーフィンを楽しむ
石川委員(右)

今回の編集後記を担当いたします株式会社タイセイの石川と申します。

明治初年文明開化華やかなりし頃、我が国に西洋料理が紹介されました。弊社は、我が国で初めて西洋料理の付属紙器の製造を開始し、レースペーパーをはじめ料理・製菓用包材を製造しています。

ところで皆さん、最近ドキドキしたのがありますか。私は今サーフィンにはまっています。70歳の爺が何を言っているのかとお思いでしょうが若い人たちに混じって楽しんでます。

サーフィンは自然相手の個人遊びなのでその人のレベルに合わせられます。疲れたら浜に上がり波を眺めています。終わった後の爽快感で心と体がリフレッシュされ、また一週間頑張る気力が湧いてきます。皆さんも何かドキドキするものを見つけて是非チャレンジしてください。

記 広報委員 石川礼央

◆令和7年2月28日現在 会員数 2,147社

お客様応援企業をめざす

城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

夢と未来のサポーター

さわやか信用金庫



まころん

まめたん

そうだ! さわやか信金に聞いてみよう

経営者のみなさま
お悩みことはございませんか?
お気軽にご相談ください。



第27回『クロスマッス』

今回の問題は、クロスマッスです。皆様のご応募お待ちしております！

以下のルールに従ってクロスマッスを解き、A～Cのマスに入った数字を順に答えてください。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

	+		-	A	=	5
+		×		×		
	+	B	×		=	9
+		-		÷		
C	-		+		=	8
=		=		=		
20		25		4		

ルール

- タテ3列、ヨコ3列のすべての等式が成立するように、マスに1～9の数字を1つずつ入れる。
- 計算は×÷を優先することなく、ヨコは左から右、タテは上から下の順に行う。
解けたらABCのマスに入った数字を順に答えてください。

A	B	C

出題 西尾 徹也

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対するご感想を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法人会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2025年4月30日（水）＜消印有効＞とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

597号 第74回 ナンバープレース 正解発表

5	3	9	1	6	8	7	2	4
2	8	1	7 _A	3	4	6	5	9
7	4 _B	6	2	5	9	1	3	8
6	2	7	3	8	1	4	9	5
3	5	4	6	9	2	8	1	7
1	9	8	5	4	7	3	6	2
4	7	5	9	1	6	2	8 _C	3
9	1	2	8	7	3 _D	5	4	6
8	6	3	4	2	5	9	7	1

こたえ

A	B	C	D
7	4	8	3

応募総数 12 通
正解者数 12 通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送りいたします。おめでとうございます。

濱田 恵美 オーエム興業(株) 高瀬ゆかり NCD(株)
芳賀 珠美 (株)ビューティーシオン 土橋 憲治 (有)クリーニングどばし
福野 桜 フクノインターナショナル(株) 【順不同、敬称略】

次回の第599号は、2025年7月に
発行となります。